

# 自治体DXを阻む壁 —マイナンバーの呪いを解くために

2023年10月24日

行政システム株式会社 行政システム総研 顧問

蓼科情報株式会社 管理部 主任研究員

榎並利博 [toshihiro\\_enami@gyosei-system.co.jp](mailto:toshihiro_enami@gyosei-system.co.jp)

## ■ 略歴

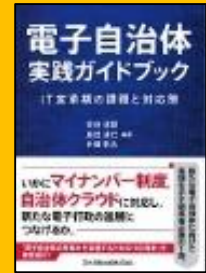
- 1981年 富士通株式会社入社。自治体の現場でシステム開発に携わる。
- 1996年 富士通総研へ出向し、公共分野のコンサルティングに従事。
- 2010年 富士通総研 経済研究所に異動し、研究活動に専念。電子政府・電子自治体、マイナンバー、地域活性化などがテーマ。
- 2022年  
行政システム株式会社 行政システム総研 顧問  
蓼科情報株式会社 管理部 主任研究員

# ■ これまでの仕事

## ● 番号制度



## ● 電子政府/デジタル・ガバメント



## ● 地域活性化/地域情報化



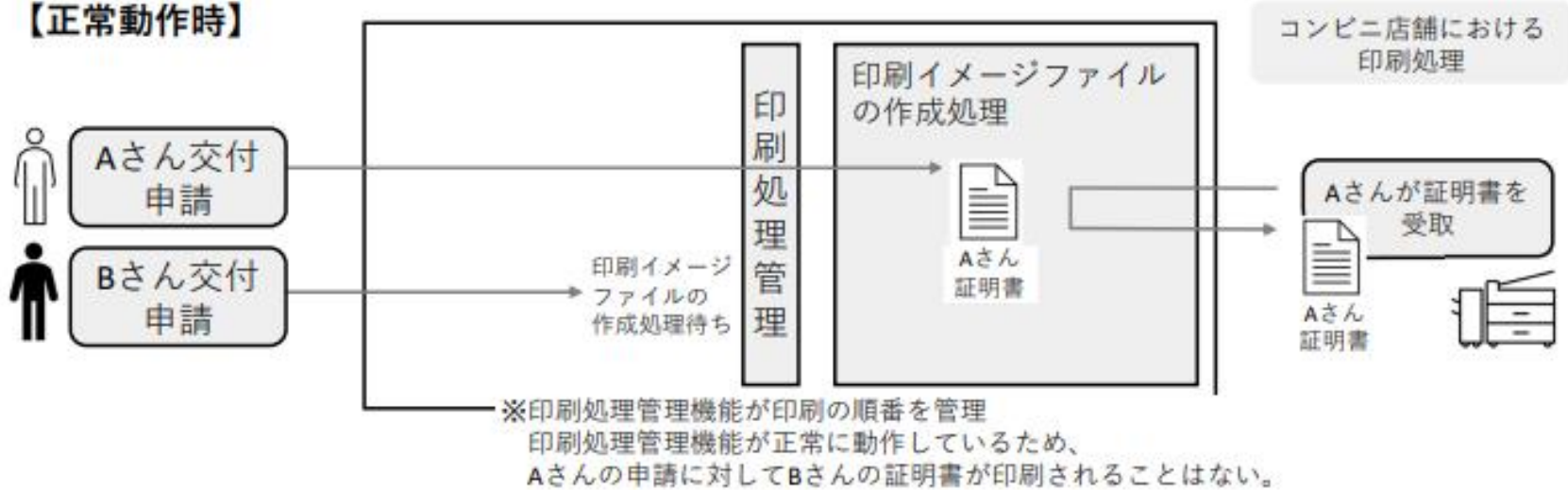
# マイナンバー紐付けトラブル

# ■ 2023年に起きたマイナンバーの主なトラブル すべて同じ紐付けミスに見えるがその原因は多様

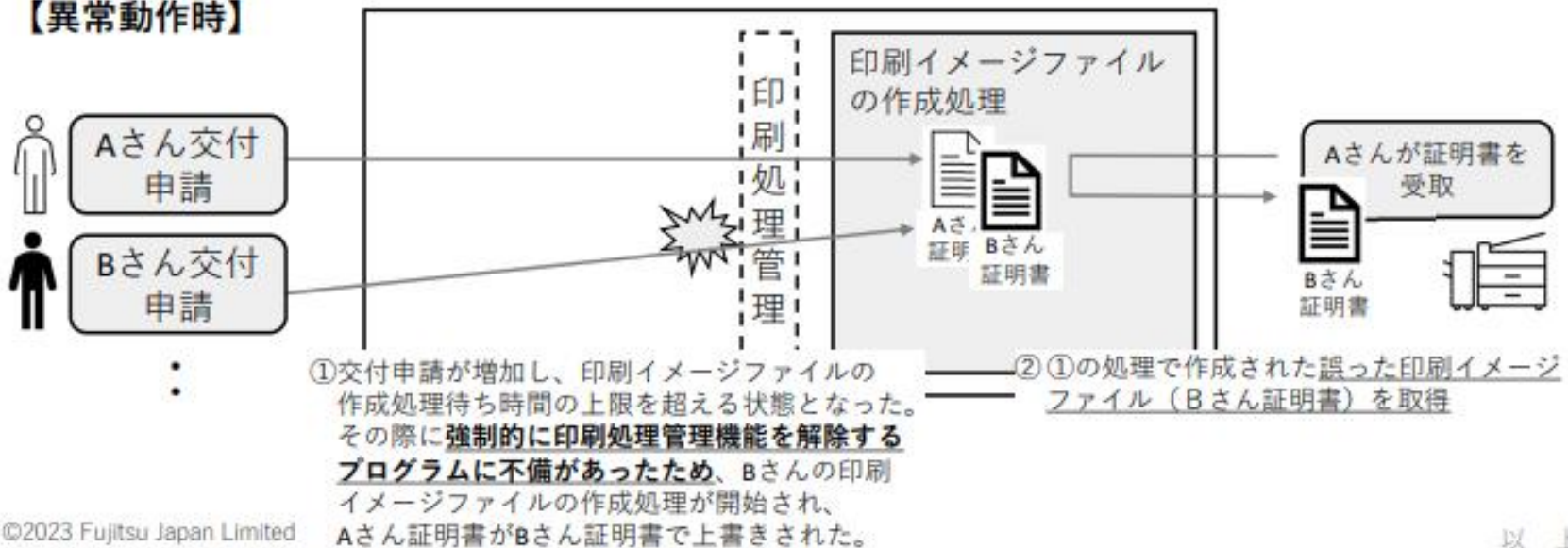
- ① 住民票の誤交付：マイナンバーカードを使ってコンビニで住民票を取得しようとしたところ、他人の住民票が交付された。
- ② 公金受取口座の誤登録：マイナンバーカードを使ってマイナンバーと公金受取口座を紐付けたら、他人名義の口座が登録されていた。
- ③ 保険証情報の誤登録：マイナンバーカードで保険証の情報を見たら、他人の保険証情報が紐付けられていた。

# ① 住民票の誤交付：情報の紐付けミスではない。 原因はプログラムのミス

## 【正常動作時】

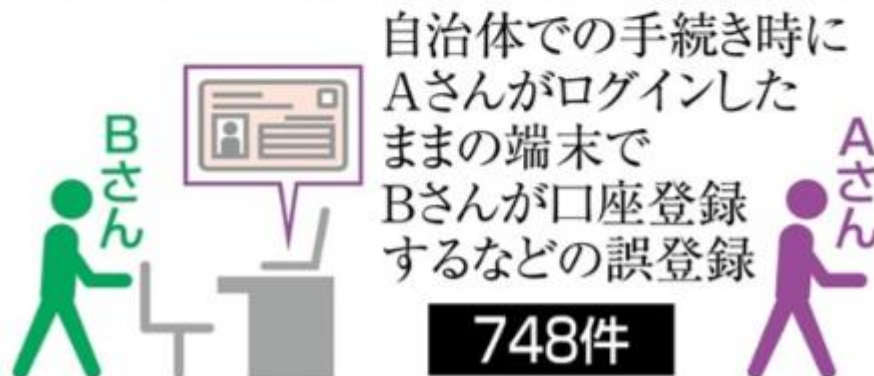
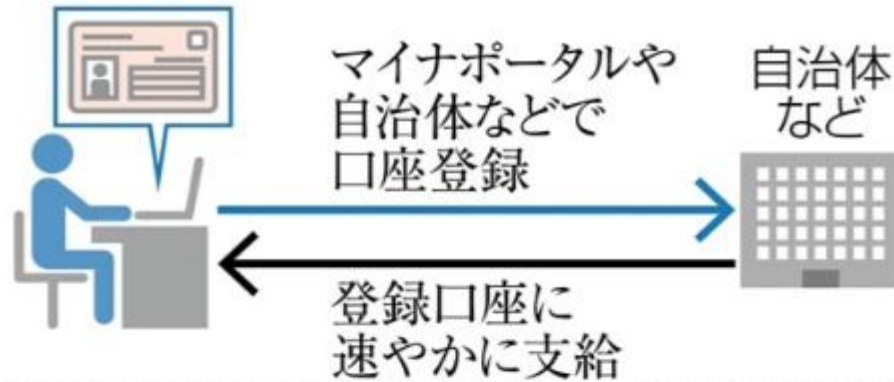


## 【異常動作時】





## ② 公金受取口座の誤登録：紐付けミスだが、**利用者のミス**



利用者の登録ミス。公金受取口座は本人名義の口座のみ。

利用者の操作ミス。操作終了後、ログアウトが必要。

### ③ 保険証情報の誤登録：紐付けミス。安易な住基ネット利用という運用、マイナンバーを申告しない国民に問題が。

#### 保険者の対応状況

- 個人番号誤入力チェック機能を強化し、ヒューマンエラーが起こることを前提とした仕組みを構築。
- 制度を運用していくデータの正確性は担保されており、今後さらにデータの精度を高めていく。

#### 1 保険者が登録した個人番号の誤り

- ・ 3月31日より、システムのチェックとして、過去に別保険者が登録した情報との差異がある場合に検知する仕組み（「マイナンバー」+「生年月日」で突合）を実施中。
- ・ 中間サーバー等（運用支援環境）への新規登録者（新生児等）をチェックするため、定期的に住基ネットへの照会を行い、誤りの可能性が高いものについては、各保険者において修正。
- ・ さらに6月末からは、中間サーバー等（運用支援環境）への新規登録者を検知したうえで、自動的に住基ネットへ照会するなど、システムのチェックを強化する。

#### 2 その他

- ・ 請求に必要となる証記号番号・保険者番号関係については、保険者において優先的に対応。また、当面、審査等で戻らない扱いとしており、医療機関・薬局に影響はない状況。
- ・ 保険者が個人番号を把握していない者について、住基ネットへの照会により個人番号を取得することを基本としたうえで、必要に応じて事業主や本人に確認をするよう対応中。

「オンライン資格確認等システムについて」（令和3年6月25日 第143回社会保障審議会医療保険部会）



## ■ その影響：「マイナンバー」が悪い

マイナンバー反対派を復活させ、煽り目的のマスコミが勢いづき、些細なトラブルやカード返戻も報道

### ① マイナンバー情報総点検本部を設置（2023年6月21日）

- マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行う。

- 原則として秋まで

→ 8/8に中間報告：11月末までに個別データの点検を実施

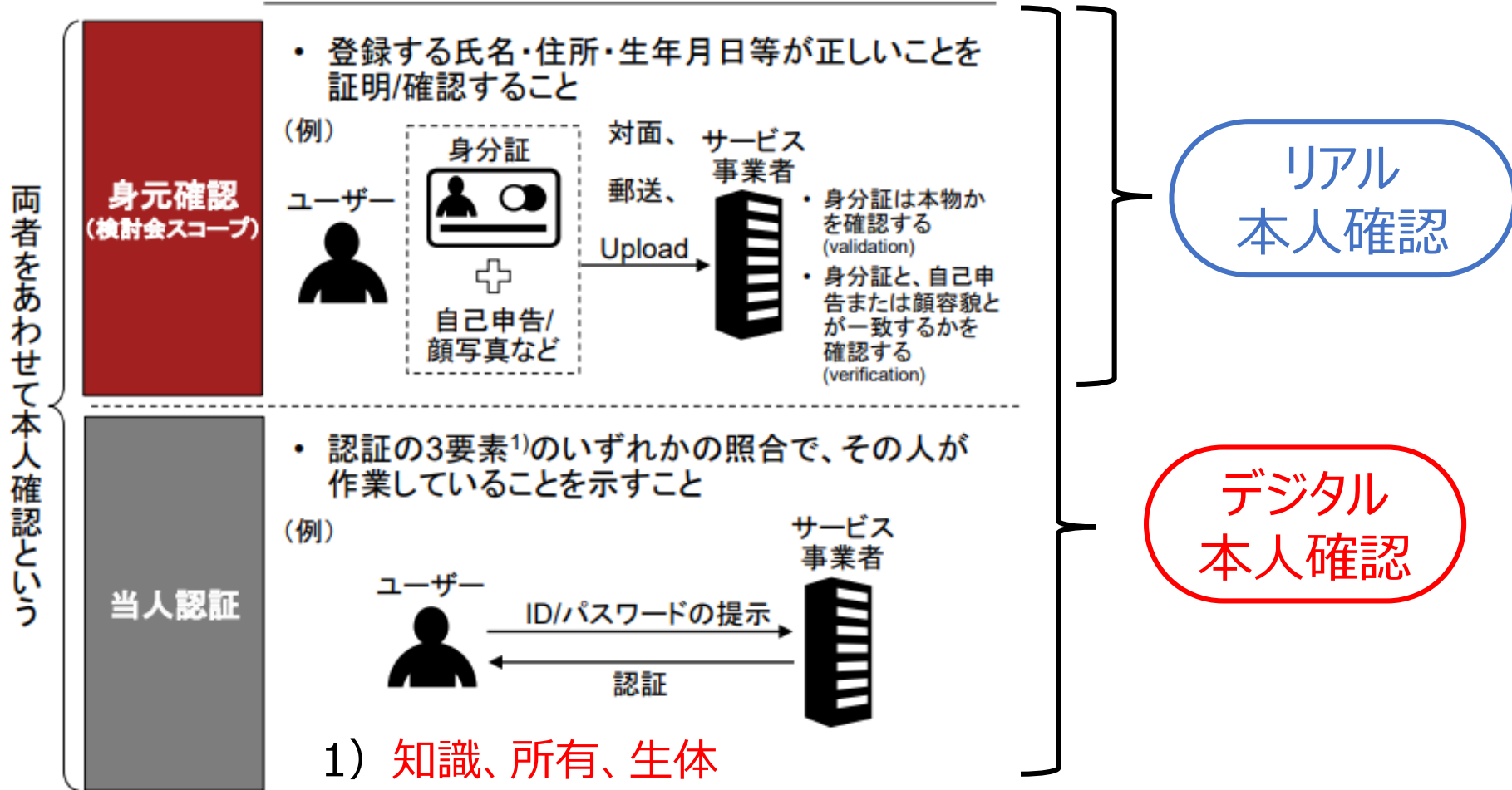
### ② 保険証廃止問題：下記は依然として流動的

- 2024年秋の保険証廃止は変わらず
- マイナンバーカードを持たない人には「資格確認書」（期間最長1年の更新制）を発行予定 → **最長5年、申請不要**
- 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードを交付する方針（11月から申請・交付の予定）。

→ 8/24 約77万人が紐付け未了。11月までに完了予定

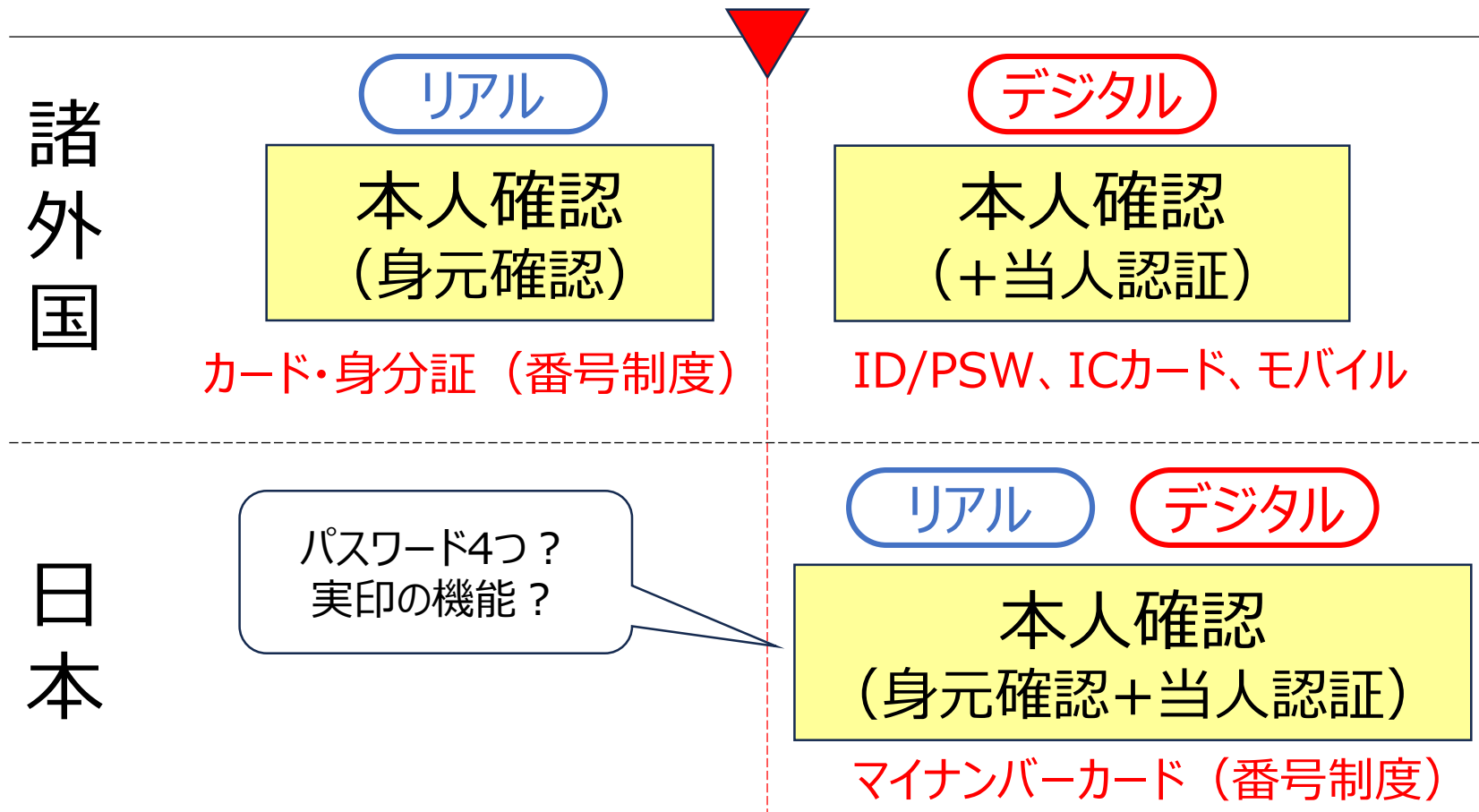
- なぜこれほどの不安を国民に与えたのか：諸外国との相違
  - ICカードという高いハードル：「本人確認」の誤解
  - 国民の心にかけて「マイナンバーの呪い」

身元確認・当人認証とはなにか



# ■ 諸外国と日本の違いとは：日本の遅れが混乱を招く

IT革命 (1995~2000)



※子ども、PC等使わない高齢者はリアル世界の身元確認だけで十分。

※eIDカード：必ずしもICカードにこだわらない。

# マイナンバーの本質

# 1. マイナンバーのきっかけ：年金納付記録問題

## ■年金納付記録問題（2007年）

- 5000万件の所有者不明の納付記録が発覚

## ■年金問題の原因（マスコミ報道では）

- 「社会保険庁の杜撰な事務」  
→ 「ソフトを開発すれば、5000万件の照合は可能」

## ■問題の真実とは：日本人氏名の名寄せが不可能

- 適正な事務でも発生する
- ソフト開発しても照合は不可能
- 名寄せができない根本的な原因は

①漢字氏名の問題 → 外字の問題

②ふりがなの問題 → 法的に正しいふりがなは無い

※2023年改正法でふりがなの法制化が成立。

# 行政手続きにおける漢字の問題

## 【外字の世界】

(戸籍法、住基法)

点が一つ異なっても、別の漢字と捉える

邊邊邊邊邊邊邊邊邊邊

邊邊邊邊邊邊邊邊邊邊

邊邊邊邊邊邊邊邊邊邊

邊邊齊齊齊齊齋齋齋齋

齊齊齋齋濟齊

## 【JISの世界】

(一般)

JISの包摂規準 (約200)

ㄣ ↔ 示 与 ↔ 与

入 ↔ 入

制定年度による字形の違い  
〔83JIS(左)と78JIS(右)〕

葛 ↔ 葛



# 外字を使っている人の割合は？



衆参	議員数	外字	比率
衆議院 2010.6.17	480	24	5.0%
参議院 2010.8.16	242	10	4.1%
衆議院 2013.1.16	480	33	6.9%
参議院 2012.12.1	242	13	5.4%

正確な表記	
井上	信治
石毛	鉄子
大口	善徳
菅	直人
下条	みつ
高木	毅
高木	義明
高松	和夫
高邑	勉
竹本	直一
田中	和徳
田中	眞紀子
徳田	毅
中川	秀直
額賀	福志郎
鳩山	邦夫
保利	耕輔
町村	信孝



## 2. マイナンバー（共通番号）のメリットとは

### ① 正確な本人の特定

- 年金の納付記録を共通番号で管理することにより、氏名・住所・性別が変更になっても生涯変わらぬ番号で自分の権利を守ることができる。
- 医療記録を共通番号で管理することにより、医療ミスを防ぐとともに、氏名・住所・性別が変更になっても生涯変わらぬ番号で自分の健康を守ることができる。
- 同姓同名などで他人と誤認され、自分の権利を侵害されることがなくなる。

### ② 弱者に対するセーフティネットの構築

- 申請主義から告知型のサービスへと転換できることにより、自分の権利を自己主張できない弱者に対しても行き届いた行政サービスを提供することができる。

### ③不正行為の防止

- 氏名・住所・性別が変更になっても生涯変わらぬ番号で本人が特定されるため、**他人へのなりすましによる不正行為**（多重債務、多重給付、脱税など）**を防止**することができる。

### ④国民による行政の監視

- 行政機関が自分の情報にアクセスした記録を共通的な番号で統合的に管理・記録できるため、**行政機関による不当なアクセスを自ら監視**することができる。（マイナポータル機能）

### ⑤行政事務の効率化

- 行政事務の効率化が図られ、事務コストの圧縮によって国民に対する税負担の増大を避けることができる。

Ex. 自治体と外部とのデータ連携で、年間約1000億円のコスト削減。

### 3. マイナンバーの運用

#### ■ マイナンバー運用における3つの重要な要素

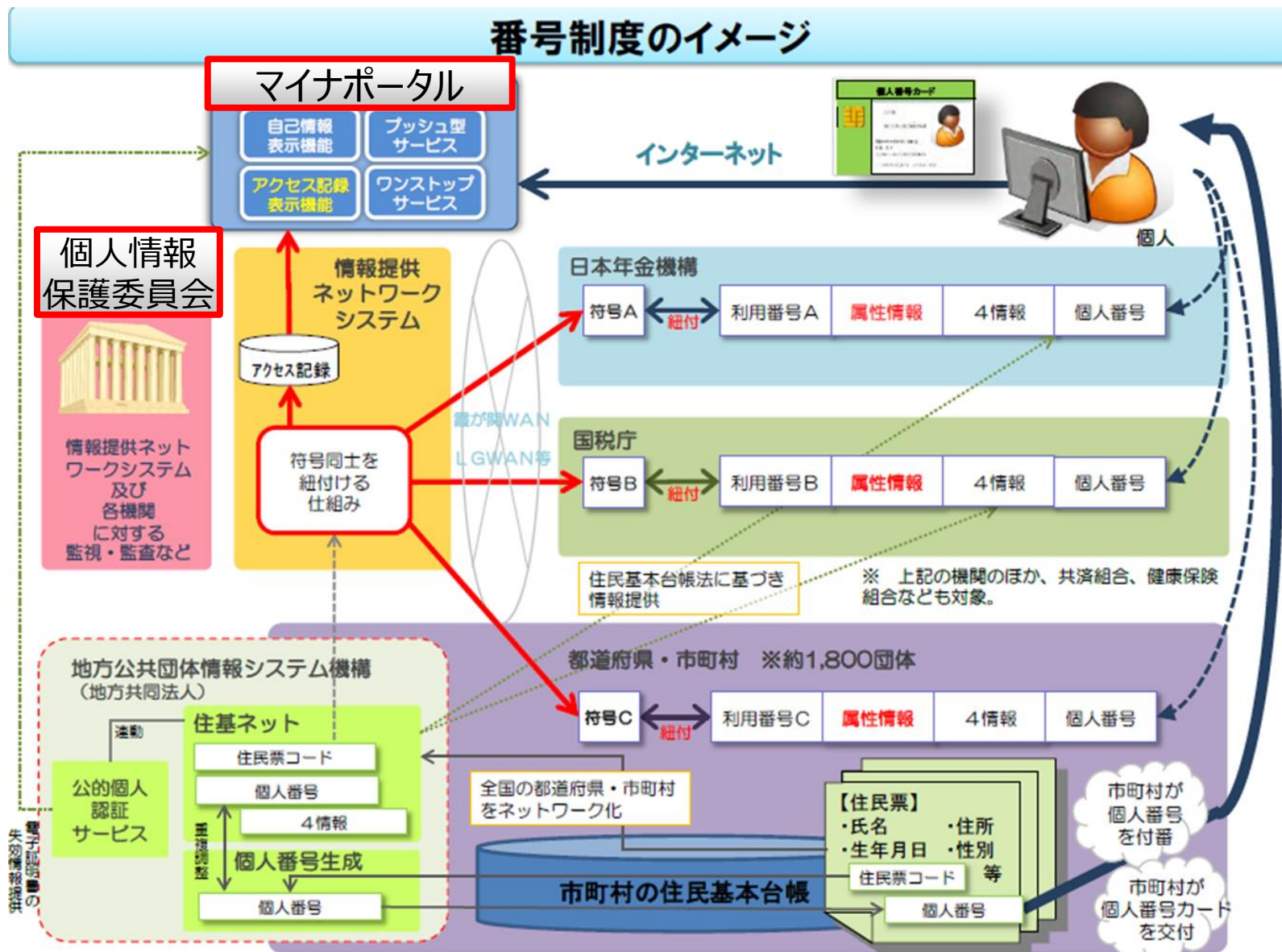
- ① **付番** : 一人にひとつずつユニークな番号  
最近の基本4情報とセットで管理
- ② **本人確認** : 身元の証明、マイナンバーの真正性の証明
- ③ **情報連携** : 分散された個人情報連携する仕組み

※ 住基ネット訴訟の最高裁の合憲判決理由の一つ、「個人情報を一元管理できる主体が存在しないこと」が拡大解釈 → マイナンバーを使わない連携

#### ■ マイナンバーとマイナンバーカード

- ① マイナンバー : 番号は明示的に使う
- ② マイナンバーカード :
  - リアル : 本人確認 (身元確認) の手段
  - デジタル : 本人確認 (身元確認と当人認証) の手段

# マイナンバー制度における情報連携



(地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会第3回資料)

# 呪われた番号制度



# 1 マイナンバーの呪いとは

- 進まない日本のデジタル社会、デジタル社会の基盤である番号制度が動かない
- 諸外国との違いは？
- 諸外国
  - 番号は秘密ではない
  - 氏名や住所と同じようなもの
  - 様々な行政サービスで利用する
- 日本
  - 番号は氏名や住所とは異なる特別大事なもの
    - 見られたら危ない、使ったら危ない
    - 使わない方が無難だ
  - 「番号は秘密だ」という空気が蔓延、呪いか？

## 2 「番号は秘密」、なぜ呪われたのか？

### ● グリーン・カード制度の大失敗

非課税貯蓄（マル優）の仮名口座を防止するため、グリーン・カード制度（少額貯蓄等利用者カード）を導入。

→ 「番号」を「カード」に言い換え：納税者番号に対する社会的反発が非常に強かったことから

法案可決したものの実施延期され、1985年廃止。

→ この制度を推進した官僚・政治家にとっては大失態

→ 「番号」は官僚・政治家にとって命取り、トラウマ

### 3 やりたくなかった住基ネット：初めての番号制度

- 住基ネット（**住民票コード**）は自治体からの要請
  - 国は逃げの一手
- 住基ネットは**自治体のものです**（国のものではありません）
  - 住基ネットのセンターはLASDEC（現在のJ-LIS）で自治体の共同運営
    - 国は手数料を払って使ってます
  - 住民基本台帳法で規定（自治事務）
    - 自治体の裁量。住基ネット接続拒否。  
本当は法律違反なんだけど・・・大混乱

## 4 住基ネットの設計：呪い（番号は秘密）が強化

- 住基カードに**住民票コードを記載せず**（ICチップの中）。自分の番号はわからない。
- 署名用電子証明書に住民票コードの記載なし。**電子証明書と住民票コードはリンクさせない。**
- 住民票コードは何度でも変更可能（変更理由は不要）
- 住民票コードに意味を持たせない（アットランダム）
- 住民票コードは民間利用禁止（税・社会保障で使えず）
- 住基カードは中途半端（顔写真はあっても無くても良い）
  - 「番号は秘密」にしないと危険……なのか？
  - 結局、**住民票コードは使われず**

## 5 「番号を使わない」ことが招いた年金問題

- 基礎年金番号は台帳に基づかない（本人を特定できない）番号。二重付番や付番無し、20歳以上など不完全な番号。
  - 実は、社会保険庁（当時）は年金の管理において、法律上住民票コードを使うことができ、使っていた。その使い方は、
    - 20歳になった国民に年金納付を通知
    - 死亡した年金受給者への受給停止
  - しかし、国民の年金納付記録の管理には住民票コードを使わず
  - 結果として起きた年金の納付記録問題。その本質は
    - 日本人の氏名では名寄せができない（だから本人を特定できる番号を使わなければならない）
- ※ 名寄せができない背景には、氏名（ふりがな・漢字）の問題  
→ もう一つの呪い：呪われた文字コード

## 6 マイナンバーの検討：呪いを解く絶好の機会！

- 年金の納付記録問題で、再度番号制の議論が起きる。
- マイナンバー制度は、「番号は秘密」という呪いを解く大きな機会
- 政権が民主党に交代したことで、これまでの「番号は秘密」というしがらみから逃れ、まっとうな番号制度が実現する期待
  - 前政権では年金問題に対し、社会保障番号の制定を検討。しかし、**社会保障カードを作る話にすり替えていた**
- 民主党政権におけるマイナンバー制度の議論
  - 内閣官房には、社会保障改革担当室とIT担当室が
    - 社会保障改革担当室（**共通番号**）：新設
    - IT担当室（**国民ID**）
      - マイナンバーの制度設計は両者の折衷案に



## 7 マイナンバーの検討：なりすましと呪いの復活

- 米国や韓国における「番号を騙ったなりすまし」で人権侵害が  
→ 問題は「番号が本人のものか確認せずに使う」という使い方
- マイナンバー制度では、厳格な「本人確認」を義務付け  
→ 本人確認 = 身元確認 + 番号確認  
これで呪いは解けるはずだった！ しかし、…
- 通知カードの誤交付で番号を安易に変更  
→ 法律上の「不正に用いられる可能性がある場合」を検討せず
- カードの交付時に番号をマスキングするケースを配布  
→ 呪いの復活 「番号は見られただけで危険！」

マイナンバー法の除外規定「生命、身体、財産の保護」にも関わらず、大災害が起きるたび「マイナンバーは使わず」

## 8 呪われたマイナンバーカード

- マイナンバーカードに**番号を記載**、顔写真も貼付  
→ これで住基カードの問題は一部解消したのだが
- 電子証明書は呪われた住基カードを引き継ぐことに
  - 住基カードの電子証明書：署名用電子証明書には住民票コードが記載されず。基本4情報のみ。アナログ時代の実印と印鑑証明のイメージで設計。
  - マイナンバーカードは上記をそのまま踏襲。署名用電子証明書にはマイナンバーが記載されず。デジタル社会にも関わらず、自分の**マイナンバーを電子的に証明できない**。氏名・住所が変更になった場合これまで通り戸籍附票などで追いかけてはならない。

### ※住基カードの署名用電子証明書について

当時、**住民票コードと証明書をリンクさせない**という取り決めがあり、そのため証明書の失効情報は基本4情報でリンクするという筋の悪い設計になっている。（本来であればIDとしての住民票コードでリンクすべき）

# 呪いが招く災い

# 1 呪いが招く災いとは

- 直近で起きた問題：特別定額給付金の申請
  - マイナンバーカードを使うのに、マイナンバーが使えない
  - マイナンバーが自分のものであることを証明できない（署名用電子証明書に記載されていない）
    - 結局、申請者と住民のマッチングができない
    - 氏名や住所を**目視**で確認してマッチング：現状の電子申請
  - ちゃんと考えていた自治体は
    - **事前にIDを郵送**し、そのIDを入力してもらってマッチング
      - 今後もオンライン申請のたびにIDを郵送？
    - 電子証明書内の**シリアル番号**を使ってマッチング
      - シリアル番号をIDとして使うべきなのか？

## 2 マイナンバーとマイナンバーカードは違います！

- 政府いわく、「マイナンバーカードを活用しましょう。マイナンバーとマイナンバーカードは違います！」
  - 番号（マイナンバー）を使わないから安全だと言いたいのか？
- マイナンバーを使わないとはいえ、番号（ID）を使わない限り、本人を特定したサービスは不可能
- つまり、「マイナンバーカードの活用」＝「電子証明書のシリアル番号をIDとして使います」
- えっ？ 本人を特定したサービスを提供するためにマイナンバー（ID）を作ったんじゃないの？
  - マイナンバーのほかにまた別の番号を作るの？
- そもそも、シリアル番号なんて変な番号（変わる番号）をIDとして使うべきなのか？

### 3 呪われた番号：シリアル番号①

- ある自治体では、マイナンバーカードを図書館カードとして使える。
- 個人を特定するためにはもちろんマイナンバーではなく、電子証明書のシリアル番号を使っている。
- 電子証明書は有効期限があり、失効前に更新したところ、図書館カードとして使えませんかと言われた。「マイナンバーカードを再度紐づけし直すので、もう一度図書館カードを持ってきてください」。はあ？
- マイナンバーカードがあれば、図書館カードは不要じゃなかったの？
- 図書館の職員と押し問答になり、らちが明かず。市長への手紙を書いて真相をたずぬ。
- 結局、システムおよび図書館側の運用ミスで、更新した証明書のシリアル番号を引き継いでいなかったことが判明。

→ このような紐づけによる運用ミスは（人手を介するから）当たり前に起きる。運用ミスが発生しないような番号（マイナンバー）を使うべき。



## 4 呪われた番号：シリアル番号②

- 「マイナポイント2万円分ゲット！」とマイナンバーカードの宣伝は勇ましいが、マイナポイントが二重に付与されるという問題が発生。
- マイナポイントの管理も、**マイナンバーを使えない**から、当然のごとく電子証明書のシリアル番号をIDとして使っている。電子証明書を職権で失効させ、新たに登録し直したことが二重付与のが原因らしい。
- 有効期限前に更新するなら、そのままシリアル番号を履歴として引き継げるが、期限切れで失効または職権で失効させれば運用は異なる。新たに電子証明書を取得したうえ、以前の電子証明書のシリアル番号を見つけ出して履歴として紐づける必要がある。
- シリアル番号をマイナンバーで履歴管理していなければ、以前のシリアル番号を見つけ出すことはできないだろう。マイナンバーを使わざるを得ない。
- **随時変わる**シリアル番号を本人を特定するIDとして使うこと自体が大きな間違い。**運用ミスを招く設計**になってしまう。

## 5 呪われた番号：これから起きる恐ろしいこと

- 「マイナンバーカードを健康保険証に」。健康保険証は個人単位の被保険者番号を証明するカード。
- つまり、**個人の医療記録**は、実質的に**個人単位の被保険者番号**で管理され、それはマイナンバーカードの**電子証明書のシリアル番号**と紐づけられて管理されることになる。
- 個人単位の被保険者番号：これは保険者が変わると変わる。つまり、引っ越しや転職でコロコロ変わる番号。
- 電子証明書のシリアル番号：有効期限があり、5年ごとに番号が変わる。失効すれば再度紐づけの運用も必要。
- つまり、自分の医療記録が**二種類の変化する番号**で管理される。政府は履歴を管理すると言っているが・・・想定される運用ミス。※「マイナンバーで履歴を管理」とすると「電子証明書と番号はリンクせず」という設計と矛盾
- 運用ミスが起きれば、**自分の医療記録がない、他人の医療記録が結合されている**、という恐ろしい事態が。

## 6 呪いは続く

- 署名用電子証明書にマイナンバーが記載されておらず、自分のマイナンバーを電子的に証明できない
  - 業務上でマイナンバーを提出する際、マイナンバーカードをコピーし、**簡易書留・レターパックで郵送**。これが日本のデジタル社会。
- 情報提供ネットワークシステムにおける符号による情報連携。**マイナンバーを使わず、基本4情報も連携せず**。
  - マイナンバーで情報照会できず。中間サーバにデータを格納し、機関別符号の振り出し後でないと照会できない。

セキュリティのためという理由らしいが、機関間の通信は暗号化しており、何が問題なのか不明。（実は、訴訟を避けたいという総務省の組織の都合。）
  - 基本4情報を連携しないため、仮にマイナンバーを間違えて登録した場合、**赤の他人の情報が連携されてもわからない**という怖い設計。

- マイナンバー付の支払調書や生命保険料控除証明書・住宅ローン控除残高証明書・医療費領収書などが、直接国税庁にデータ送信できない。

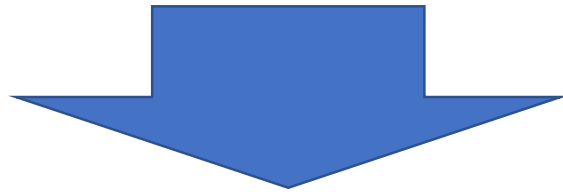
そのため、確定申告に必要な情報があらかじめ国税庁側でほぼ入力済という**記入済申告書制度が実現できない**。国民はこれらの情報を民間企業・事業者から、あるいはマイナポータル経由で行政機関から入手し、e-Taxのシステムへ入力、あるいは入力データとして取り込み、確定申告をしなければならない。

- 数々の無駄な設計。住民票コードとマイナンバーの二重管理。連携のために、連携用符号をもとに機関別符号、開示システム用符号、情報提供等記録用符号などを生成。
- マイナンバーはアットランダムな住民票コードから生成されており、生年月日も出身地コードも入っておらず自分で覚えられない。
- マイナポータルにアクセスしても自分の名前は表示されない。本当に自分の情報か？

# 呪いを解く方法

# 1 呪いを解くために

「番号は秘密だ」というマイナンバーの呪いを解くために



「番号は秘密じゃない」という呪文を皆で唱えるしかない

※皆で呪文を唱えられる環境を構築することが必要

→ マイナンバー制度の抜本的な再構築を！

## 2 呪いを解く環境づくりのために①

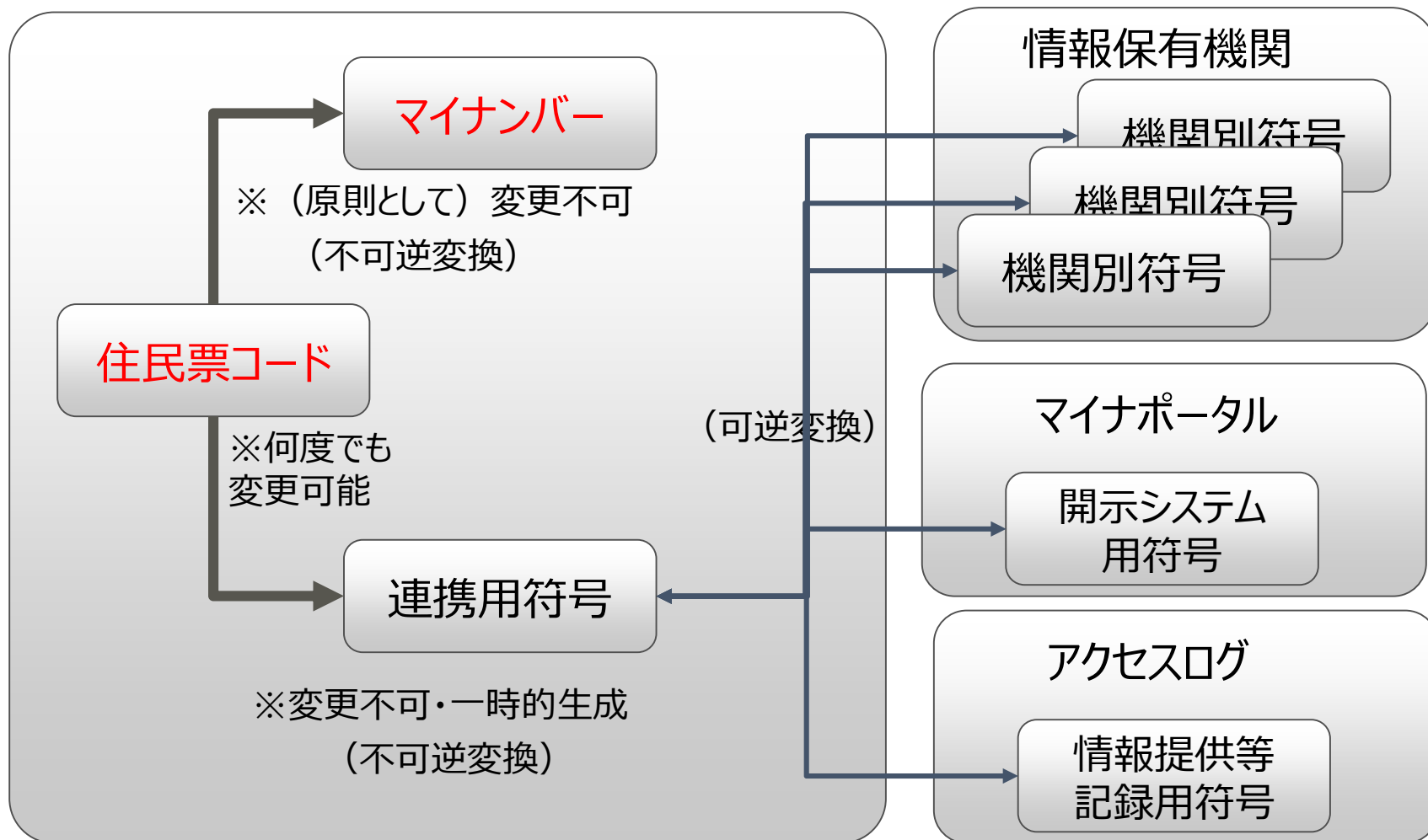
- マイナンバーは生年月日等を含み、**自分で覚えられる番号**に（そうしないと緊急時に使えない。記入時に書き間違いの可能性が（チェックデジットはあるが））
- マイナンバーを氏名等**通常の「個人情報」扱い**とし、マイナンバー利用はブラックリスト方式にする。



呪文を唱える  
場づくり

## 呪いを解く環境づくりのために②

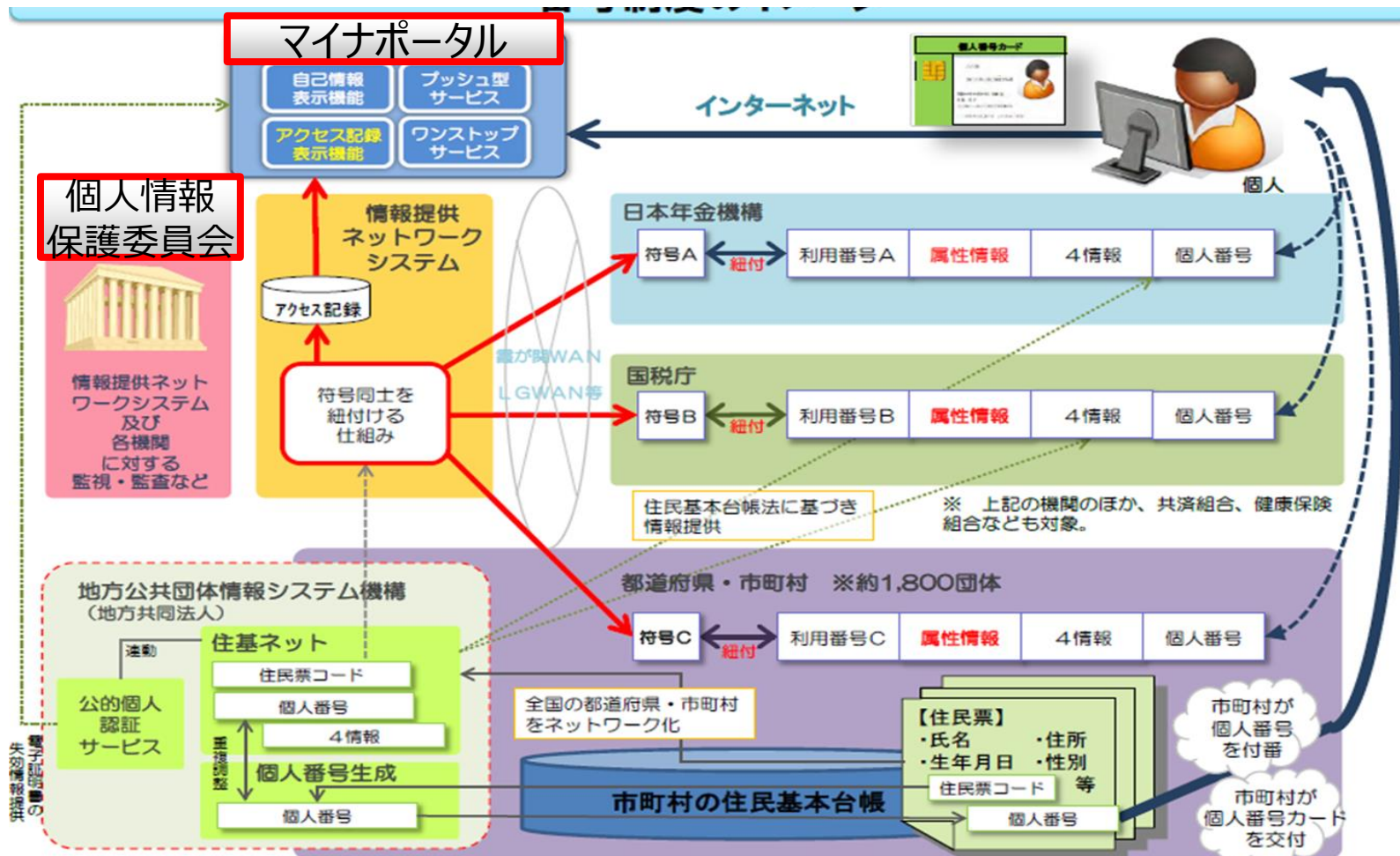
- 住民票コードや符号を廃止し、マイナンバーに一本化
- もうこんな無駄な仕組みはやめよう！





# 呪いを解く環境づくりのために③

- 情報提供ネットワークシステムは、マイナンバーで情報連携し、連携する情報は情報保有機関で把握している氏名・生年月日とともに情報提供する。



(地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会第3回資料)

## 呪いを解く環境づくりのために④

- マイナンバーカードの「身元確認」と「当人認証」の機能を分離。子どもやお年寄りにはリアルな「身元確認」の機能のみで十分。
- 電子証明書のシリアル番号をIDとして使わない。
  - 個人を特定するIDはマイナンバーに一本化
  - マイナンバーの入力はカード裏面のQRコードを利用。  
※マイキーIDなどというわけのわからないIDもやめよう。国民は混乱するだけ。
- マイナンバーカードから住所情報の記載を削除する
  - 住所情報は自己申告で十分。間違いなど業務上必要があれば、マイナンバーを使って（住基ネットで）取得する。
- 署名用電子証明書にマイナンバーを記載し、住所情報を外す。
  - 自分のマイナンバーを電子的に提供かつ証明できる

### 3 マイナンバーを活用したデータ基盤の整備

- 重要な社会基盤となるデータにマイナンバーを付番する。
- 下記についてまともな議論を。
  - **戸籍** → マイナンバーを使わず。また別の番号を作る？
  - **不動産登記** → マイナンバーを使わず。民法の矛盾もそのまま。土地所有者不明問題どうする？
  - **預貯金口座** → マイナンバーを強制せず。チマチマとした法改正いつまでやるの？ 休眠口座どうする？
  - **医療記録** → マイナンバーを使わず。Summary Care Recordはどうする？
  - **教育・資格・技術** → 何をどう管理？ リカレント・リスキリング
  - マイナンバーの**グローバル連携**は？ → 税、社会保障、医療、教育など

## 4 マイナンバー以外の重要なこと：文字の呪い

- 自治体情報システムの標準化が進められているが、氏名漢字の文字が標準化されていない。

→ **文字情報基盤**（MJ：JIS、住基ネット統一文字、戸籍統一文字の和集合約5.8万字）はできたものの、外字が残存。**デジタル庁と法務省でさらに文字コードを増やすらしい**（MJ+「**行政事務標準文字**」：約7万字）。いつまでこんなこと続けるの？

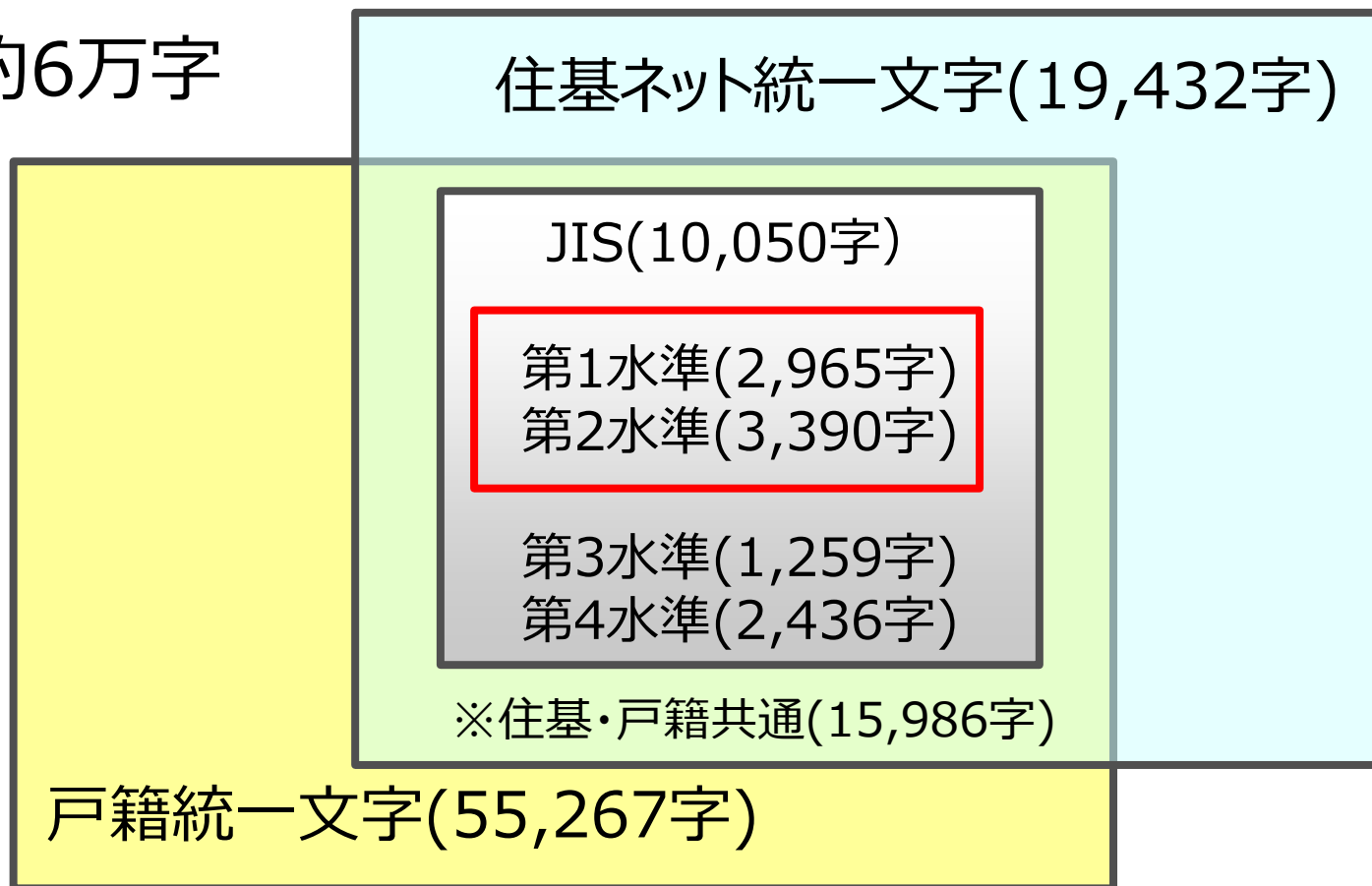
→ **文字情報基盤文字と縮退文字**（JIS X 0213:2012：約1万字）。スマートフォンや統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携では縮退文字を使用。一意に変換するテーブルを用意。

※外字の実態は誤字・癖字ばかり。アナログの世界をそのままデジタルに持ち込むという誤った発想。

※地名漢字の文字も標準化されていない。

# 行政で使われる文字セット (MJ → MJ+)

合計約6万字



JIS : 経済産業省  
戸籍統一文字 : 法務省  
住基ネット統一文字 : 総務省

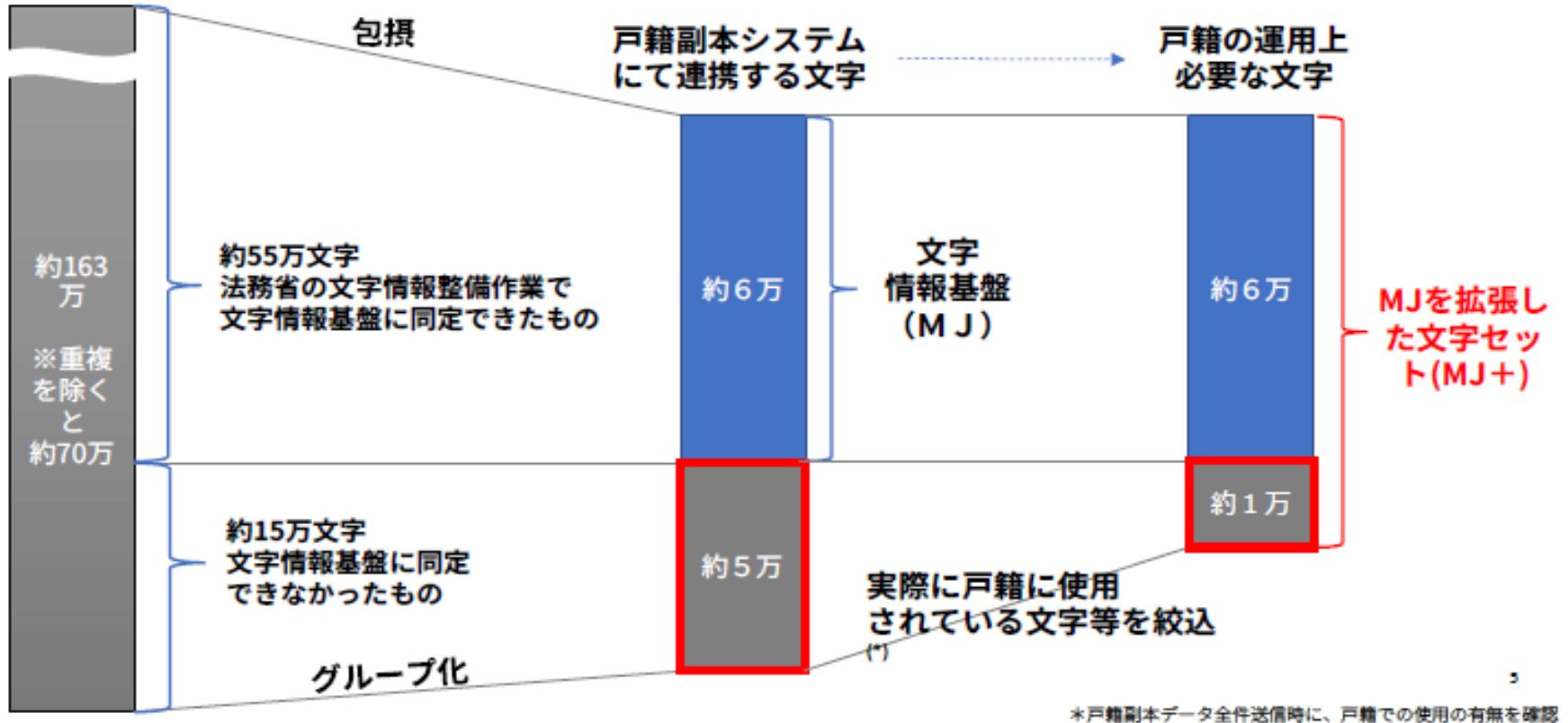
} 包摂規準  
(基準)が  
異なる

文科省文化庁  
常用漢字(2111字)  
人名用漢字(983字)  
表外漢字(1022字)

# ■ 標準化：戸籍システムにおける文字情報整備作業

戸籍ベンダーが  
管理する文字

MJ+ 正式名称：行政事務標準文字



地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】「文字要件説明資料」（デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム2023/06）

法務省：現時点で、戸籍システム及び戸籍附票システムに係る経過措置（現行の文字セット使用）の期間は定めない。（検討会 2023.9.29）

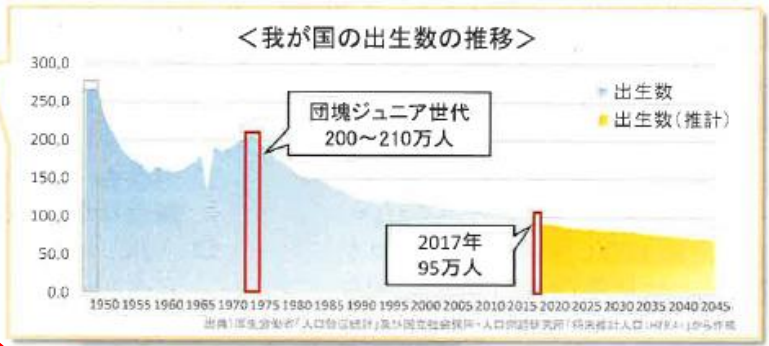
# 自治体DX（標準化）に隠された 本当の意図



# 1 そもそも標準化は：自治体戦略2040構想(2018.7)

労働力(特に若年労働力)の絶対量が不足

人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要



**スマート自治体への転換**

<破壊的技術(AI・ロボティクス等)を使いこなすスマート自治体へ>

- 経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体へ転換する必要。

<自治体行政の標準化・共通化>

- 標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制へ。
- 自治体ごとの情報システムへの重複投資をやめる枠組みが必要。円滑に統合できるように、期限を区切って標準化・共通化を実施する必要。

⇒ 自治体の情報システムや申請様式の標準化・共通化を実効的に進めるためには、新たな法律が必要となるのではないかな。

**公共私による暮らしの維持**

<破壊的技術(AI・RPA)を使いこなすスマート自治体へ>

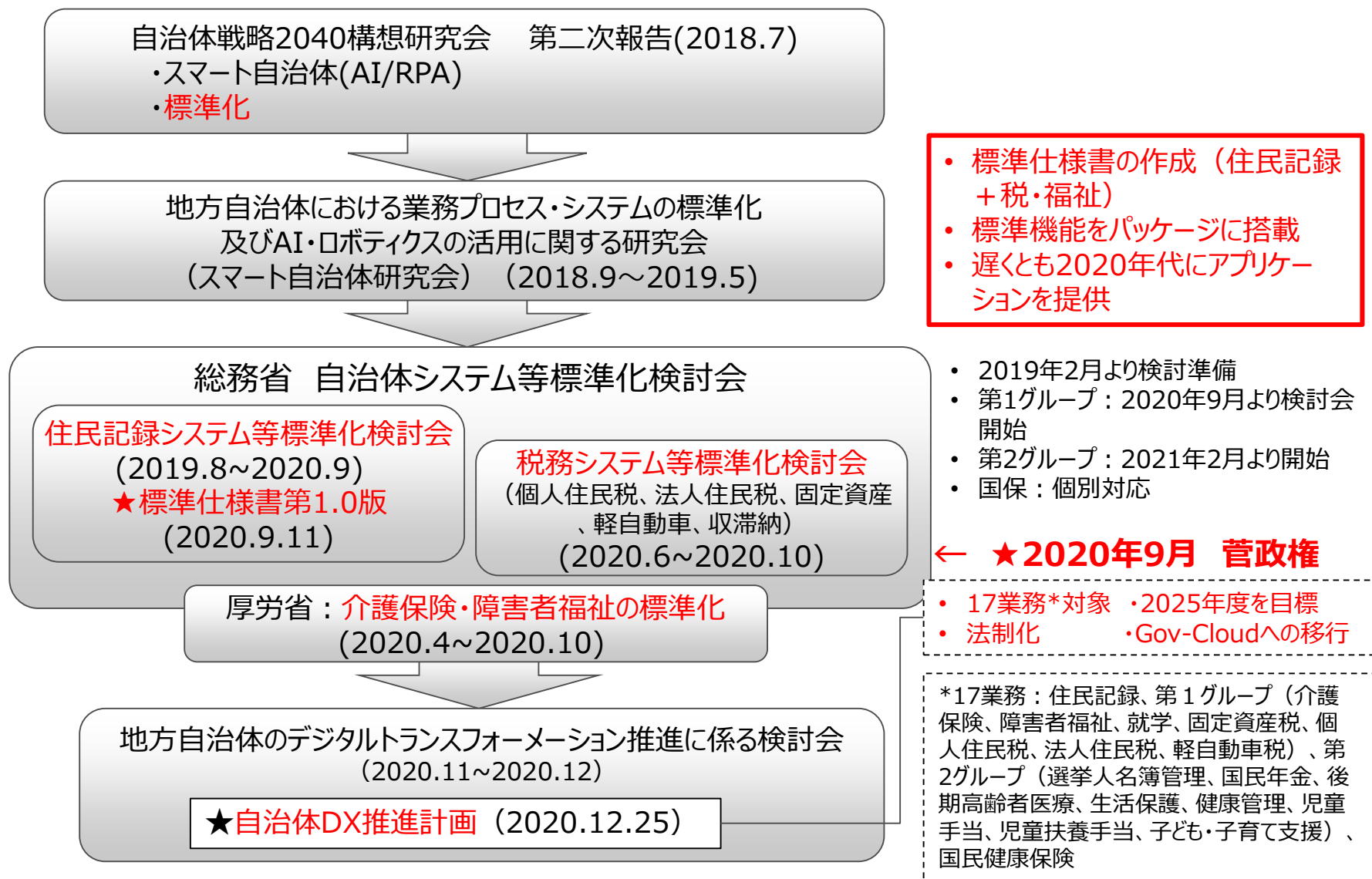
破壊的技術 (AI・RPA) を使いこなすスマート自治体へ

<自治体行政の標準化・共通化>

自治体行政の標準化・共通化



## 2 粛々と実行されていた自治体標準化、だが・・・



2021年8月 税・介護・障がい者福祉・就学の標準仕様書1.0版が公開、住記は2.0版が公開  
2021年9月 印鑑登録の標準仕様書1.0版が公開

### 3 自治体DX（標準化）に関する疑問・違和感

- 2040構想に基づくリーズナブルな標準化  
粛々と進めていたのにも関わらず・・・




- 目立つ政府の強引さ、頑なさ。いまだに当初の方針を変えず。いくつかの疑問・違和感が。
  - 法律による強制
  - 事業期間が5年間、あまりにも短期間
  - 基幹業務が対象：とは言いながら当初除外されていた  
印鑑、戸籍、戸籍附票
  - ガバメントクラウド移行を実質義務化

## 4 自治体などの声

- 作業期間が短すぎて、期限に間に合わない。
- 現状では補助金が足りない
- 撤退するベンダーも出現、移行できるか不明
- ベンダーのシステム提供時期未定で計画できず
- 文字情報基盤：MJ+は未作成

- 指定都市市長会が移行期間設置の要望（2021.11）
- 情報サービス産業協会（JISA）がスケジュールの柔軟な対応などを提言（2022.6）

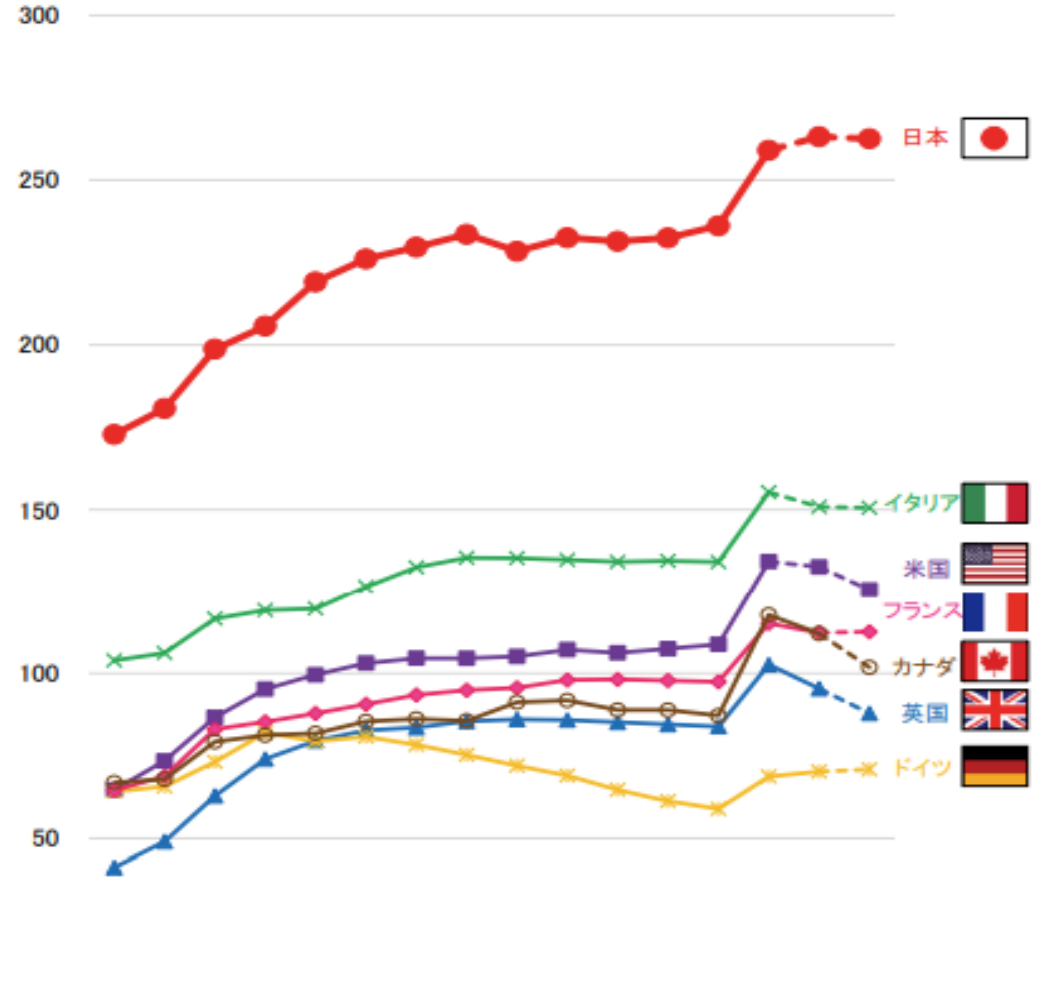
- 
- それにもかかわらず、政府はいまだに全体的なスケジュール見直しの方針を出さず。※基本方針の改定では、「移行の難易度が極めて高いシステム」については猶予するらしいが。
  - 真意は別にあるのか？

# 5 国の財政指標：債務残高の国際比較（対GDP比）

<全世界における順位(176カ国・地域中)>

1	マカオ	0.0%	(%)
2	香港	1.0%	300
⋮			
105	中国	68.1%	250
⋮			
107	ドイツ	68.7%	200
⋮			
148	英国	102.6%	150
⋮			
157	フランス	115.2%	100
158	カナダ	117.8%	50
⋮			
164	米国	134.2%	
⋮			
173	イタリア	155.3%	
174	カーボベルデ	158.8%	
175	ギリシャ	211.9%	
176	日本	259.0%	

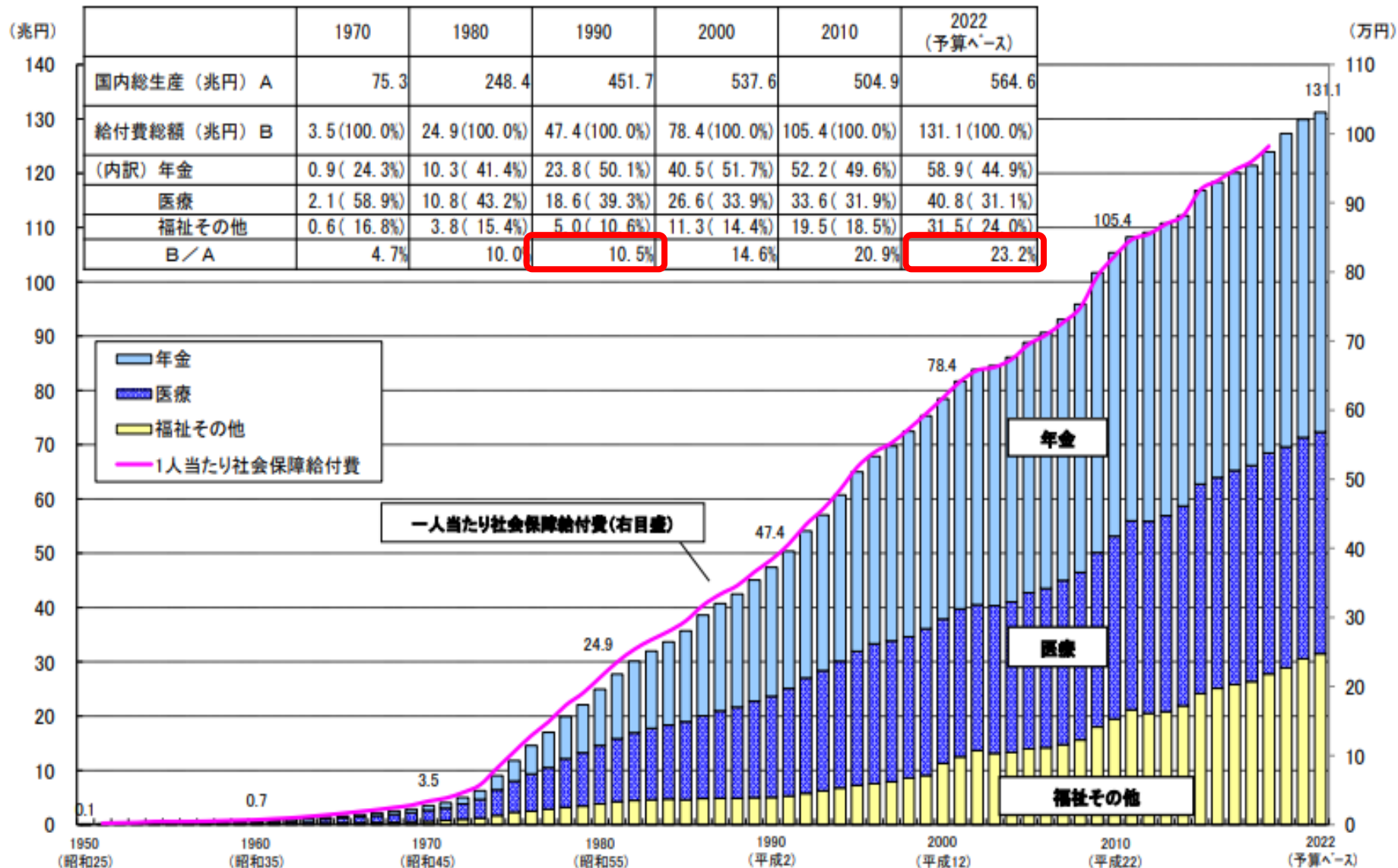
<主要先進国の推移>



※ 数値は令和2年(2020年)の値。

平19 平20 平21 平22 平23 平24 平25 平26 平27 平28 平29 平30 令元 令2 令3 令4 (暦年)  
 (2007) (2008) (2009) (2010) (2011) (2012) (2013) (2014) (2015) (2016) (2017) (2018) (2019) (2020) (2021) (2022)

# 社会保障給付費の推移：130兆超、GDPの23.2%に



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「令和元年度社会保障費用統計」、2020~2022年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

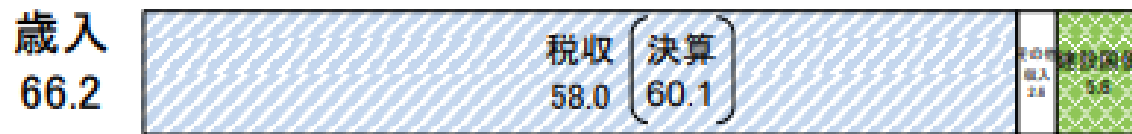
2022年度の国内総生産は「令和4年度の経済見通し」(経済財政運営の基本的態度(令和4年1月17日閣議決定))

<https://www.mhlw.go.jp/content/000973207.pdf>

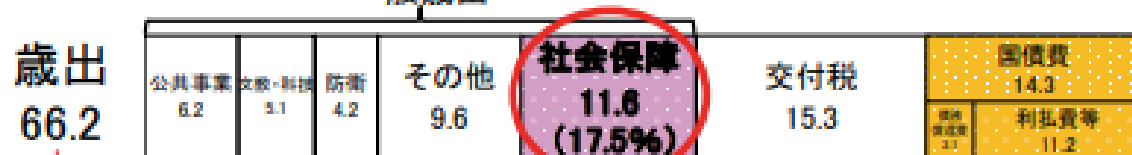
# 1990年度と2022年度における国の一般会計歳入歳出の比較

(単位：兆円)

【平成2(1990)年度当初予算】



一般歳出



+41.4

+1.0

+24.7

+0.6

+10.1



一般歳出



【令和4(2022)年度当初予算】

(注)括弧内は一般会計歳出に占める社会保障関係費の割合。

## 6 「標準化」の本当の目的とは？

- 増大する債務残高と社会保障給付費の問題
- これらを解消またはコントロールするために税・社会保障制度の抜本的改革が必須。しかし、制度改革には情報システムの再構築・改修が必ず伴う
- 我が国では税・社会保障の制度運用の多くを自治体に依存
- 大規模な制度改革に合わせ、1700以上のシステムを迅速かつ一気に改修できるよう、自治体の情報システムを標準化しておくことが喫緊の課題



- そのように考えると、下記の疑問も解消するのでは？
  - 法律による強制
  - 事業期間が5年間、あまりにも短期間
  - 印鑑、戸籍、戸籍附票が当初対象業務から外される
  - ガバメントクラウド移行を実質義務化

## 7 政府が「マイナ保険証」を急ぐわけとは？

- 増大する医療費、保険だけでは賄いきれず、公費負担は40%。
- 団塊の世代（1947～49年生まれ）が後期高齢者に突入、医療費の急増は必至。
- 医療サービス削減は難しく、まずは医療事務の削減が必須。事務処理で年間約500万件の差し戻し、保険証の使い回しも？
- 現状の医療保険者は3000以上。ばらばらに事務を行う必要があるのか？：地域保険（国保）と被用者保険（健保組合、協会けんぽ、共済など）
- 高齢者への拠出金が増えている現在、各々の医療保険者の努力も意義が薄れている。



- マイナ保険証は医療保険制度一本化の基盤に
- 個人単位の被保険者番号 → マイナンバーへ移行
- マイナンバーで加入保険者を特定 → 医療保険者を統合



► Thank You